

**JOC ジュニアオリンピックカップ大会**  
**2017年度(第23回)日本ジュニアゴルフ選手権競技**  
**競技規定**

②

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会  
**JGA** JAPAN GOLF ASSOCIATION  
<http://www.jga.or.jp>

期 日： 8月16日(水)17日(木)18日(金)  
場 所： 霞ヶ関カンツリー倶楽部 男子15-17歳の部：東コース  
男子12-14歳の部、女子15-17歳の部、女子12-14歳の部：西コース  
〒350-1175 埼玉県川越市笠幡3398 Tel. 049-231-2181

主 管： 川越市スポーツ拠点づくり実行委員会(予定)  
後 援： スポーツ庁、(公財)日本オリンピック委員会、(一財)地域活性化センター、  
(一社)日本高等学校ゴルフ連盟、スポーツニッポン新聞社

JGAオフィシャルスポンサー： NEC

1. ゴルフ規則： 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
  2. 競技委員会の裁定： 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終裁定である。
  3. プレーの条件：
    - 【男子15～17歳の部】 54ホール・ストロークプレー  
8月16日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
8月17日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
36ホールを終わり、60位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。  
8月18日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
    - 【男子12～14歳の部】 54ホール・ストロークプレー  
8月16日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
8月17日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
36ホールを終わり、30位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。  
8月18日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
    - 【女子15～17歳の部】 54ホール・ストロークプレー  
8月16日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
8月17日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
36ホールを終わり、40位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。  
8月18日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
    - 【女子12～14歳の部】 54ホール・ストロークプレー  
8月16日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
8月17日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
36ホールを終わり、30位タイまでの者が第3ラウンドに進出する。  
8月18日(金) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー
- ※各部門ともに“36ホール終了”をもって成立とし、3日間で54ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
- ※第3ラウンドへの進出者が正式に発表された後に、第2ラウンドまでのスコアが規則6-6d例外に基づいて修正される者や、競技失格、棄権となる者が出たことにより60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンドに進出するプレーヤーは追加しない。
- 注：「第3ラウンドへの進出者が正式に発表された」時点とは、正式な順位表がインフォメーションボードに掲示された時点、あるいはJGAホームページ上の成績表にカットラインが明示された時点のいずれか早い方の時点を意味する。
4. タイの決定： 各部門とも規定のホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
  5. クラブと球の規格：
    - (1) 適合ドライバーヘッドリスト(規則付I(B)1a)を適用する。
    - (2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。
    - (3) 公認球リスト(規則付I(B)1b)を適用する。
  6. ゴルフシューズ： 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

(19項C参照)

7. 移動 : 『規則付 I (B)8 移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
8. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)2』を適用する。  
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなり、共用のキャディーがゴルフバッグを運搬します。
9. 競技終了時点 : 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格 : NEW J-sys (ハンディキャップ管理システム) に登録された、次のいずれかに該当するアマチュアプレーヤーに参加資格を付与する。

(1) 男子 15～17 歳の部 (JGA ジュニア会員で平成 11 年 (1999 年) 4 月 2 日より平成 14 年 (2002 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

- ① 各地区連盟ジュニア選手権競技による上位成績 110 人。  
各地区割当数は各地区ジュニア選手権競技の開催までに各地区連盟に通知する。

② 2016 年日本ジュニアゴルフ選手権競技男子 15～17 歳の部上位 5 位

(2) 男子 12～14 歳の部 (JGA ジュニア会員で平成 14 年 (2002 年) 4 月 2 日より平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

- ① 各地区連盟ジュニア選手権競技による上位成績 50 人。

② 2016 年日本ジュニアゴルフ選手権競技男子 12～14 歳の部上位 5 位

(3) 女子 (出生時) 15～17 歳の部 (JGA ジュニア会員で平成 11 年 (1999 年) 4 月 2 日より平成 14 年 (2002 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

- ① 各地区連盟ジュニア選手権競技による上位成績 60 人。

② 2016 年日本ジュニアゴルフ選手権競技女子 15～17 歳の部上位 5 位

(4) 女子 (出生時) 12～14 歳の部 (JGA ジュニア会員で平成 14 年 (2002 年) 4 月 2 日より平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

- ① 各地区連盟ジュニア選手権競技による上位成績 50 人。

② 2016 年日本ジュニアゴルフ選手権競技女子 12～14 歳の部上位 5 位

(5) 国際競技日本代表選手 (JGA ジュニア会員で平成 11 年 (1999 年) 4 月 2 日より平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

(6) JGA 特別承認者 (平成 11 年 (1999 年) 4 月 2 日より平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日の間に誕生の者)

※1 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合 (ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき

② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

※2 各地区連盟主催ジュニアゴルフ選手権競技よりの通過者にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し、成績のよい競技者を予選通過者とする。それでも決まらない場合はマッチングスコアカード方式により決定する。それでもなお、決まらない場合は 18 番ホールよりのカウントバックとする。なお、18 番ホールよりのカウントバックでも決定しない場合は、「当該の委員会によるくじ引き」で決定する。欠場者が生じても次位の者は繰上げない。

※3 上記(1)②、(2)②、(3)②、(4)②、(5)の資格者が各地区連盟主催ジュニアゴルフ選手権競技に参加し、(1)①、(2)①、(3)①、(4)①の割当数に入った場合、その割当数は(1)②、(2)②、(3)②、(4)②、(5)の資格者とは別に確保される。

※4 各地区連盟主催ジュニアゴルフ選手権競技に参加するプレーヤーは 1 地区のみを選定し、2 地区以上の参加申込み (エントリー) は認めない。これに違反した場合、(1)②、(2)②、(3)②、(4)②の割当数に入っても本年度の当競技への出場は認めない。

※5 (6)の JGA 特別承認者については、競技委員会の判断により NEW J-sys に登録されていなくとも参加を承認することがある。

11. 賞 : 【男子 15～17 歳の部】  
優勝者 JGA 杯、文部科学大臣杯、文部科学大臣賞状、

	JOC ジュニアオリンピックカップ メダル
第2位、第3位 【男子12～14歳の部】	
優勝者	JGA 杯、文部科学大臣賞状
第2位、第3位	メダル
【女子15～17歳の部】	
優勝者	JGA 杯、文部科学大臣杯、文部科学大臣賞状、 JOC ジュニアオリンピックカップ
第2位、第3位	メダル
【女子12～14歳の部】	
優勝者	JGA 杯、文部科学大臣賞状
第2位、第3位	メダル

12. 参加申込：(1) 第10項(1)-①、(2)-①、(3)-①、(4)-①の該当者は所定の参加申込書に記入し、地区連盟へ申込みこと。地区連盟は一括して締切日までにJGAへ申込みこと。  
 (2) 第10項(1)-②、(2)-②、(3)-②、(4)-②、(5)(6)の該当者は直接JGAへ申込みこと。  
 (3) 提出される申込書の自署欄には参加者本人による直筆の署名が必要です。自署欄内の署名がコピーやFAX等により印刷されたものである場合は不備となります。

〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2階

(公財)日本ゴルフ協会「日本ジュニア競技参加申込」係 TEL.03-3566-0003

※持参の場合、月～金(祝祭日を除く)の9:30から17:00まで受付

13. 申込締切日：8月7日(月)午後5時までにJGAへ必着のこと。  
 締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
14. 参加料：5,000円(消費税含む)  
 指定練習日の際、「選手受付」において支払うこと。  
 (注)一旦支払われた参加料は、理由の如何を問わず返金しない。
15. 個人情報に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、「2017年度(第23回)日本ジュニアゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2017年度(第23回)日本ジュニアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(公財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。  
 (1)第23回日本ジュニアゴルフ選手権(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。  
 (2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。  
 (3)この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(公財)日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を(公財)日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 指定練習日：8月15日(火)
18. 記念品：ネームプレート
19. 注意事項：A：アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)や(公財)日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則(付)アマチュア資格規則2016』、参加申込書に付属する『プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。  
 B：申込受付状況に関する情報はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)やJGA携帯サイト(<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>)に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。  
 JGA携帯サイトは右に記載のQRコードからもアクセスできます。  
  
 C：6項で規制されるシューズ以外でも、パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。

D：平成28年12月13日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。  
このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が拡がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGA ホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。

- 付記：1. 本競技男子 15-17 歳の部の優勝者に、2017 アジアパシフィックオープンゴルフチャンピオンシップ ダイヤモンドカップゴルフ(9月21日～24日カレドニアンゴルフ・クラブ)への参加資格を付与する。
2. 本競技女子 15-17 歳の部の上位 3 位までの者に、第 50 回日本女子オープンゴルフ選手権最終予選競技 (8月28日～29日紫カントリークラブ すみれコース) への参加資格を付与する。
3. 本競技男子 15-17 歳の部の上位 3 位までの者に、第 82 回日本オープンゴルフ選手権最終予選競技 (9月4日～5日総武カントリークラブ 総武コースまたは六甲国際ゴルフ倶楽部 西コース) への参加資格を付与する。会場選択については希望制とする。
4. 本競技男子 15-17 歳の部の優勝者に第 103 回 (2018 年開催予定) 日本アマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。
5. 本競技女子 15-17 歳の部の優勝者に第 60 回 (2018 年開催予定) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。
6. 本競技各部門の上位 5 位に第 24 回 (2018 年開催予定) 日本ジュニアゴルフ選手権競技当該部門の参加資格を付与する。※男女 12-14 歳の部の上位 5 位に該当する者が翌年 15-17 歳の部の年齢条件に該当しても参加資格は付与しない。
- (注)上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。

## プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項

2001年12月31日以前に研修生として活動されていた方や、プロテスト、プロインストラクターテスト、QTなどを受験した経歴のある方は下記を読み、自身がアマチュアであるかどうかを確認したうえでお申込み下さい。

**2001年12月31日以前**にプロフェッショナルゴルファーになるための次の最終段階の競技やテストに参加したことがあるプレーヤーは当時の規則2-2の解釈により、アマチュア資格を喪失しています。

- ① 日本プロゴルフ協会の「資格認定最終プロテスト」
- ② 日本プロゴルフ協会インストラクター制度の「準B級講習会」や「指導員助手講習会」(~2000)
- ③ 日本プロゴルフ協会ティーチングプロ制度(2002~)の「C級講習会」
- ④ 日本女子プロゴルフ協会の「プロテスト(最終テスト)」
- ⑤ 日本女子プロゴルフ協会のインストラクター制度の「指導員助手講習会」
- ⑥ 日本女子プロゴルフ協会の「ファイナルクオリファイイングトーナメント」
- ⑦ 日本ゴルフツアー機構の「ファイナルクオリファイイングトーナメント」
- ⑧ 日本プロゴルフ協会シニアツアーにおける「最終予選」

**2002年1月1日以後**の解釈は次のとおりです。なお2012年規則から旧規則2-2の解釈は規則2-1で示されています。

アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動をしたり、自らをプロフェッショナルゴルファーと名乗ったりしてはならない。この規則を適用する場合、プロフェッショナルゴルファーとは次の人をいう。

- 自分の職業としてゲームをプレーする人
  - プロフェッショナルゴルファーとして働く人
  - プロフェッショナルとしてゴルフ競技に参加する人
  - プロフェッショナルゴルフ協会(PGA)の会員資格を持つ人
  - プロフェッショナルゴルファーにだけ限定したプロフェッショナルツアーの会員資格を持つ人
- 《以下省略》

2002年1月1日以後は上記に該当せず、また他のアマチュア資格に抵触していなければプロテストやQTに参加してもアマチュア資格は喪失しません。

**注：**プロフェッショナルテスト、QTなどで賞金が設定されている競技に参加する場合は、賞金を受け取る権利を放棄してからプレーしなければなりません。

以上  
2012年2月